

〇〇〇〇介護予防訪問サービス「生活援助特化型」従事者養成実施要綱

(目的)

第1条 将来的な介護人材の担い手不足の解消のため「川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者（愛称：かわさき暮らしサポーター）養成研修」を実施し、介護予防サービスに必要な知識等を習得し、従事者の養成を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 〇〇〇〇〇〇〇〇

(研修の実施主体)

第3条 実施主体は〇〇〇〇〇〇とする。

(実施場所)

第4条 研修を行う所在地は原則次のとおりとする。

- (1) 川崎市〇〇〇〇〇
- (2) その他実施主体が研修会場として適当と認めた場所

(研修の日数)

第5条 研修の日数については、〇日程度とする。ただし、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事業があると認められる者についてはこの限りでない。

(受講対象者)

第6条 受講対象者は〇〇歳以上の成人男女で、健康な方とする。

(募集の方法)

第7条 募集の方法については一般公募とする。

(受講料等)

第8条 受講料及びテキスト代は〇〇〇〇円とする。

(研修テキスト)

第9条 使用するテキストは、「〇〇〇〇」等を使用する。

(研修内容及び研修科目)

第10条 養成研修の内容は川崎市が定める介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修カリキュラム（別表1）のとおりとする。

(修了証書等の交付)

第 11 条 修了者に対しては、修了証書（川崎市指定第 5 号様式）を交付するものとする。

(報告)

第 12 条 研修が修了したときは、川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修実績報告書（川崎市指定第 6 号様式）で市長に報告する。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 受講者の個人情報については、本業務の適切な業務に使用する。なお、修了者名簿は川崎市へ提出する。

(その他)

第 14 条 次に掲げるいずれかの者は受講を停止する。

(1) 研修の秩序を乱し、他の受講者の研修の妨げとなる行為をした者。

(2) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。

2 この規定に定める事項のほか、研修に関する重要事項は、〇〇〇〇〇〇が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月 1 日から施行する。

〇〇〇〇介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修
研修内容及び研修科目

領域	項目	講義の項目	内容	履修 時間数
講義	1	高齢者を支える保健福祉施策	介護保険制度の動向と、介護保険外のサービスについて	40分
	2	サービス提供の基本的視点	秘密保持と人権の尊重、基本的態度、自立に向けた支援	30分
	3	介護（ホームヘルプサービス）概論	生活援助の理解	60分
	4	認知症について	認知症への理解	80分
実技演習	5	利用者の理解とコミュニケーション	対人援助の技術と実技	60分
	6	介護技術入門	緊急時の対応方法	30分

【特記事項】

修了者については、介護予防訪問サービス（生活援助特化型）としてサービス提供する場合は、研修修了後、採用された事業者において「指定訪問介護の生活援助中心」又は「指定介護予防訪問サービス」の同行訪問（最低2回）かつ合計90分以上が必須。

初回サービス提供時にサービス提供責任者によるOJT研修を60分以上実施している。